

令和5年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年3月14日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時35分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
- (1) 議案第16号 令和5年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
- (2) 議案第17号 京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について
- (3) 議案第18号 京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について
- 【追加議案 議案第19号】
- (4) 議案第19号 京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について
- 7 そ の 他
- 8 会 議 録 別添のとおり（全10頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和5年3月31日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 関 美幸

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝

子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和5年 第5回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

皆さん、こんにちは。

本日は午前中、中学校の卒業式にお世話になりありがとうございました。私は弥栄中学校に出席しました。式では来賓や保護者、在校生はまだマスクをしての出席となりましたが、厳粛な中にも、すがすがしい式となりました。

卒業生には、教育的配慮から、マスク着用の緩和がなされましたが、弥栄中学校ではマスクを外して式に臨んだ卒業生はわずかで、マスクを外すことへの様々な要因での不安が大きいことが改めて感じられました。

本当に中学3年生は、中学校生活のほぼ全ての期間、臨時休校も含め新型コロナウイルス感染症対策の中での生活を余儀なくされましたが、いよいよ新型コロナウイルス感染症対応も出口が見えてきましたので、高校生活等では、自分をしっかりと表現し、より充実した日々を送ってくれることを望んでいます。

また、今度の日曜日には、「はたちを祝う式典」が実施されますが、今年の卒業生が二十歳となった時には、中学校時代を振り返り、つらい部分もあったけれど、それをばねに中学校、高校以降の生活で夢や希望を持ち、持てる力を発揮することができたと言える活躍を期待しています。

本日は、「令和5年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」をはじめ4議案の審議を予定しています。

どうぞよろしく願いいたします。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
関委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。
議案第16号は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第16号については非公開といたします。

引野教育次長、田辺教育理事以外の事務局職員は一旦退室をお願いします。

(非公開部分省略 議案第16号について承認)

<松本教育長>

これより会議を公開とします。

<松本教育長>

次に、議案第17号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第17号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」を説明させていただきます。

平成28年12月14日に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が公布され、既に施行されているところではございますが、京丹後市教育支援センターの役割について、不登校支援の中心的な機能を果たすことを明確に位置づけ、これまで学校に任せがちとなっていました通所を希望しない児童生徒についても教育支援センターの支援の手を届けられるよう、令和5年度から体制の充実、支援の強化を図ることとしていまして、これを機にこの法律の文言等に合わせて所要の改正を行うものです。

それでは新旧対照表をご覧ください。

第1条で、不登校の定義について、「心理的要因等」としていた部分を、法律の文言に合わせて「学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由」と改めます。

支援の対象として児童生徒に「及びその保護者」を加え、相談の前に「個々の状況に応じた」を加えます。「適用指導」については文言を「支援」へと改めます。

「学校生活への復帰と」については法律に合わせて削除をし、「児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、将来の」という文言を加えます。

「支援するため」の文言を調整して「目指せるようになるため」に改めます。

第3条では、見出しの「適応指導等」を、文言の統一のため「支援」へと改めます。

同条1号の「適応指導に関すること。」を「適応に係る支援」へ、同条第2号の「学力補充に係る学習指導に関すること。」を「個々の状況に応じた学習支援」へ、同条第3号の「指導に関すること。」を「支援」へ、同条第4号の「家庭訪問による相談及び適応指導に関すること。」については、支援の対象を広げるために「通所を希望しない児童生徒を含む訪問による支援」へ、同条第5号の「教育相談に関すること。」を第1条に合わせて「児童生徒及びその保護者との教育相談」へ、同条第6号の「児童生徒の在籍校との連絡調整に関すること。」を第4号と同様に対象の幅を広げ、センター機能の役割を付与するために「通所を希望しない児童生徒を含む在籍校との連携による支援」へ、同条第7号の「目的達成のために必要な相談及び適応指導等に関すること。」を第2号の文言に合わせて「個々の状況に応じた必要な支援」へとそれぞれ改めます。

第5条では、「職員」を「支援員」と改め、役割を明記します。

第6条では、「適用指導等」、「適用指導」といった言葉を、第1条や第3条と合わせて「支援」へと改めます。

第9条第2項の「学習指導及び生活指導等」については、文言の調整として「児童生徒の理解のため」へと改めます。

第11条第2項第2号の「適切な適応指導」を、文言の統一のため「相談や支援」へ

と改めます。

最後に附則として、施行日は令和5年4月1日としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第17号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

多くの改正部分がありますけども、趣旨としてはだいたい方向性は一つということでございます。よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第17号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第18号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第18号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

京丹後市体育協会が、令和5年4月1日より一般社団法人京丹後市スポーツ協会へ組織変更することに伴い、本補助金交付要綱について所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

要綱のタイトルにもあります「京丹後市体育協会」を「一般社団法人京丹後市スポーツ協会」に改めます。

第1条についても同様です。

以下、同じ箇所を同様に改正いたします。また、「京丹後市民総合体育大会事業」を「京丹後市総合スポーツ大会事業」に改めます。

附則として、この告示は、令和5年4月1日から施行することとしています。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

<松本教育長>

議案第18号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをします。

議案第18号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、本日追加議案1件を準備しています。

議案第19号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第19号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正は、市長部局との整合を図るとともに引用する条例の変更によるもの及び、文書管理システムにおいて起案または供覧する文書の基準を整理することにより、決裁過程の効率化を行い、必要な意思決定手続きの迅速化を図るため所要の改正を行うものです。

それでは新旧対照表をご覧ください。

国の法改正によって京丹後市個人情報保護条例が廃止されたことにより、第3条第3項で引用する、「京丹後市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めることとしています。

次に、收受等の文書管理システム処理をすることにより事務処理が非効率となっている文書の処理方法を見直すため、新たに「別表第1に掲げる文書を除き」を加え、例外規定を設けています。

4ページにその別表第1を記載しています。ご覧ください。

この表にありますように、例えば教育長の挨拶文書、他組織等の就任・退任挨拶文書の收受、教育長・教育委員のイベント、会議等への出席確認文書などは、文書管理システム処理を省略できることを規定するものです。

戻っていただきまして第7条です。別表が追加されたことにより、「別表文書記号」を「別表第2文書記号」に改めています。

最後に附則として、施行日は令和5年4月1日としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第19号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第19号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<新谷文化財保護課長>

本日、追加で資料をお配りしています。

一つ目は、歴史文化都市宣言（案）です。こちらは昨年の12月議会の一般質問にもありましたし、令和4年12月16日付で「京丹後市文化財保存活用地域計画」が文化庁の認定を受けたということがありまして、この機会に今後文化財の保存活用を進めていくという姿勢を市として示し、歴史文化都市宣言というのを宣言してみたらどうかということで、今はまだ案の段階ですし協議中というものなのですが、そういったものを示させていただいています。

少し内容について説明させていただきますと、一段目のところに京丹後市の歴史文化を代表するものを並べさせていただいています。右側に市を代表する歴史文化の選定理由ということで、なぜこの歴史文化を選んだかということを書かせていただいています。

琴引浜ですと、国指定天然記念物及び名勝であるということですし、ブナ林に関しては市の木であるブナの木があるということで選ばせていただいています。赤坂今井墳墓、網野銚子山古墳は国指定の史跡というところです。羽衣天女伝説に関しては「丹後国風土記」逸文に記された日本最古のものというところです。丹後ちりめんに関しましては、日本遺産に認定されているというところで産業としてあげさせていただいています。

このように史跡や伝説・伝承、自然、産業など、多種多様で魅力的な歴史文化を有しているというのを第一段で書かせていただいています。

第二段目のところですが、こちらは京丹後市文化財保存活用地域計画の中で、歴史文化の特徴として示させていただいている内容をかいつまんで書かせていただいたものでして、日本海に面した丹後半島を舞台に展開した古からの多彩な交流・交易、そこに根付いた人々の暮らしの中ではぐくまれ、伝えられてきたものです。というようなまとめ方をさせていただいています。

これらを踏まえて、今後どういったことをしていくのかというところで、先人から受け継いできたこれらの歴史文化を守り、いかすため、次の取組を進めることを決意し、ここに「歴史文化都市」を宣言します。というような内容で3つ書かせていただいています。つなぎ、はぐくみ、いかします。という文末をつくらせていただいているのは、京丹後市文化芸術振興計画の3つの目標ということで掲げているものをそのまま引用させていただいて、それを歴史文化に反映させていただいたというような内容で書かせていただいています。

こういった文案を現在考えていまして、これから市長協議等をさせていただこうかなと考えています。日付を仮で入れさせていただいているのですが、議会による御承認が必要ということでしたら、もう少し先の話ということになりますし、そこが不要でしたら、できましたら新年度が始まって計画が始まる時に合わせてこういったことができると考えています。こういったことを考えているということを報告させていただきます。それが一つです。

二つ目は、チラシと小冊子をお配りさせていただいています。

チラシのほうは今週土曜日のシンポジウムのチラシです。お時間がございましたらお越しいただけるとありがたいです。

小冊子のほうは、今回京都府のつなプロ事業ということでさせていただきました高龍小学校の授業のほうで、最終的な成果物としてつくらせていただいたものです。先週の土曜日に京都でシンポジウムを開催して、そこで初めて配布させていただきました。市内には小中学校と久美浜町内の全戸配布という形で配らせていただいています。A to Zという26文字で高龍小学校区の特徴を示すという内容でつくって、本文の文章は基本的に子どもたちが書いたものをつくらせていただいています。タブレットの導入などで子どもたちも原稿を書くのが大変早いし、構成などもすぐできますし、タブレットの効果を今回改めて見させていただけたと思っています。写真等については、

学校と私たちと、一部子どもたちが撮影したのも使いながら、今回編集させていただいています。今回は京都府の事業ということでこのような形で印刷製本などもできたのですが、手づくりも可能であると思いますので、また今後こういった地域の宝物などの魅力を改めて掘り起こすとか、発信していく際のツールとしてこういった方法もあるということをお知らせさせていただけたと思っています。委員の皆さんにもご覧いただければと思います。

一つ目の歴史文化都市宣言の関係にいたしましては、御意見等がございましたらおっしゃっていただければと思います。以上です。

<松本教育長>

何点か文化財保護課から説明させていただきましたが、何か御意見等ございますか。

<野木委員>

歴史文化都市宣言についてですが、毎回か言っていますがこういったものは是非観光とリンクさせて連携できるように、民間の力も借りながらといいますか、投げかけながら、よいものをつくってほしいなと思います。

<松本教育長>

そのあたりいかがですか。最新の連携とかがありますか。

<新谷文化財保護課長>

3月1日にふるさと創生職員が1人着任してしまして今仕事をしていただいています。民間での御経験があるということで、観光のほうに行つて話をしていると、私たちの全然知らないことをいろいろと言っていたりしてしまして、観光振興課にも同じふるさと創生職員がいますので連携してやっていただこうかなと考えているところです。今まで観光となかなか連携が取れていなかったところを進めていけるなと考えているところです。

<松本教育長>

ありがとうございます。

野木委員から何度も御指摘いただいていると思いますが、教育とか観光とかいうとこ

ろの活用が今後より進んでいくということを考えていかなければならないというふうに思っています。

ほかに御意見等ございますか。

ないようでしたら、以上で第5回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦
労さまでした。

<閉会 午後2時35分>

[3月臨時会 令和5年3月22日(水) 午後2時00分から]